

令和4年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年4月26日(火)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 教育指導課長 子ども未来部長 子ども未来課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	19号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認

令和4年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年4月26日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第19号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>教育指導課長でございます。</p> <p>第19号議案、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。</p> <p>期末手当の基準日前、1か月以内に常勤職員等を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員に対する期末手当の取扱いについて、現行制度では、常勤職員等としては支給せず、在職期間を引き継いだ上で会計年度任用職員として支給する、としております。</p> <p>しかし、当該職員が会計年度任用職員としての支給要件である、会計年度において任用される期間が通算して6か月以上であること等を満たさない場合は、期末手当が支給されないという状況となっております。</p> <p>については、常勤職員等としての期末手当と会計年度任用職員としての期末手当の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給できるようにするため、本規則案を提出させていただきます。</p> <p>なお、区職員につきましても、同様の規則改正の作業を進めております。</p> <p>お手元の資料の2ページ、議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。具体的な改正内容としては、支給対象外職員について規定した第2条第2項第4号の2の規定を削除することといたします。</p> <p>それでは1ページにお戻りいただき、付則でございます。この規則は、令和4年5月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上、第19号議案についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

清正教育長      ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

                  (異議なし)

清正教育長      ありがとうございます。ご異議ないと認め、第19号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

                  以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。